イオンモール株式会社第４２回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（グリーンボンド）
要項

イオンモール株式会社（以下「当社」という。）は、２０２５年１０月２８日に開催した取締役会の決議に基づき発行するイオンモール株式会社第４２回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「本社債」という。）に本要項を適用する。

１．社 債 総 額　　金１６６億円
２．各社債の金額　　１億円
３．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第６６条第２号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第６７条第２項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。
４．利　　率　　年２．８６７パーセント
５．払 込 金 額　　各社債の金額１００円につき金１００円
６．償 還 価 額　　各社債の金額１００円につき金１００円
７．払 込 期 日　　２０２５年１２月１１日
８．償還の方法及び期限
(1) 本社債の元金は、２０３５年１２月１１日（以下「償還期日」という。）にその総額を償還する。
(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、第２０項記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。
９．利息支払の方法及び期限
(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、２０２６年６月１１日を第１回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年６月及び１２月の各１１日にその日までの前半か年分を支払う。
(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。
(4) 償還期日後は利息をつけない。
10．担保及び保証の有無
本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
11．財務上の特約
(1) 担保提供制限
①当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第４１回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、本項第(2)号で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
②当社が、本号①により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第４１条第４項の規定に準じて公告する。
(2) その他の条項
本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
12．社債の管理
本社債には会社法第７０２条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

13. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほ銀行

14. 期限の利益喪失に関する特約
当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、その旨を第１５項に定める方法により公告する。
(1) 当社が第８項または第９項の規定に違背したとき。
(2) 当社が第１１項第(1)号①の規定に違背したとき。
(3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
(4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が５億円を超えない場合は、この限りではない。
(5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

15. 社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各１種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）に掲載して行う。

16. 社債要項の公示
当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

17. 社債要項の変更
(1) 本要項に定められた事項（ただし、第１３項を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本要項と一体をなすものとする。

18. 社債権者集会に関する事項
(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第７１９条各号所定の事項を第１５項に定める方法により公告する。
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の１０分の１以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 費用の負担
以下に定める費用は当社の負担とする。
(1) 第１５項に定める公告に関する費用
(2) 第１８項に定める社債権者集会に関する費用

20. 振替機関
株式会社証券保管振替機構

21. 元利金の支払
本社債に係る元利金は、社債等振替法及び第２０項記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

以　上